

改正

平成29年4月1日

令和元年10月19日

いわき市地方卸売市場場内取締要綱

(目的)

第1条 この要綱は、いわき市地方卸売市場業務条例（平成28年いわき市条例第1号。以下「条例」という。）第70条に規定する公設地方卸売市場（以下「市場」という。）内の秩序保持等の細部事項を定め、市場の秩序の保持又は公共の利益の保全を図り、もって市場における業務の適正かつ円滑な運営を確保することを目的とする。

(禁止行為)

第2条 条例第70条第1項に規定する市場の秩序を乱し、又は公共の利益を害する行為とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 他人の物品を窃取すること。
- (2) 暴行、傷害、詐欺、横領、脅迫等の行為を行うこと。
- (3) 他人の売買取引を故意に妨害すること。
- (4) ごみ類を持ち込み投棄すること。
- (5) 建物及び器物を損傷すること。
- (6) 落書等により施設を汚損すること。
- (7) 許可なく市場施設にポスター、ビラ等を貼付すること。
- (8) 許可なくたき火等をする事。
- (9) 許可なく飲酒すること。
- (10) 危険物を持ち込み、又は使用すること。
- (11) 立小便等の不衛生な行為をすること。
- (12) 台車等を所定の場所以外に放置すること。
- (13) 市職員及び警備員の指示に従わず、又は反抗的な言動をすること。
- (14) 市場内において政治的活動をすること。
- (15) 次条に規定する交通規則に違反すること。
- (16) その他前各号に類する行為又は法令に違反する行為を行うこと。

(交通規則)

第3条 市場に出入りする車両は、次の各号に掲げる事項に従わなければならない。

- (1) 市場内における駐車は、指定の場所以外にしてはならない。
- (2) 市場内の自動車制限速度を守り、交差点においては必ず一時停止を行い、安全を確認しなければならない。
- (3) 市場内における車両は、駐車場を縦断若しくは横断してはならない。
- (4) 市場内においては、みだりに警笛を鳴らしてはならない。

(入退場の制限)

第4条 市場関係者以外の者及び市場関係者を含む開場時間以外に市場へ出入りする者は、守衛所に申し出て、その指示に従わなければならない。但し、市長が必要と認めるときは、守衛に申し出ることを要しない。

(違反者に対する措置)

第5条 市長は、この要綱に違反する者に対し、警告、入場停止等の処分を行うことができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から実施する。
- 2 この要綱の実施前にいわき市中央卸売市場場内取締要綱の規定によってした処分、手続その他の行為は、この要綱の相当規定によってしたものとみなす。

附 則 (平成29年4月1日)

この要綱は、平成29年4月1日から実施する。

附 則 (令和元年10月19日)

- 1 この要綱は、令和元年10月19日から施行する。